

海・外・情・報

中国

不都合な情報の伝播に監視の目
ネットニュース情報サービス管理規定北海道大学大学院
准教授

シロ ルカ

5月2日、中国のインターネット上の情報内容を管理する最高機関、「国家インターネット情報弁公室」は、新たな「インターネットニュース情報サービス管理規定」（以下は「規定」と略称）を公表した。規定でいうニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交などの公共的な問題に関する報道・評論に加え、社会的な突発事件の報道・評論が含まれる。規定はインターネット上の時事問題についての取材、編集、発信、転載およびプラットフォームへの提供に関する管理の強化を狙い、2005年に運用された同名規定を改正した。情報環境が激変している中、今回の規定改正では、管理の対象を、ウェブサイトからネット利用者の間で最も人気のあるSNSメディアにまで

拡大されたため、高い関心を集めた。

現在、8億人超のスマホ人口を有する中国において、ニュースの入手ツールとして、モバイルメディアが主流になりつつある。中国インターネット情報センター（CNNIC）が発表した「第39回中国インターネット発展状況統計報告」によると、16年12月末時点で、インターネットでニュースを閲覧するユーザーは6億1400万人に達し、ネット総人口の84%となった。年増加率が8・8%だ。このうち携帯でニュースを閲覧するユーザーは5億7100万人であり、増加率18・6%となる。

また今年1月に発表された「2016年中国インターネットニュース市場研究報告」（CNNIC）によると、16年6月の時点では、SNSメディアでニュースを閲覧した経験者はネットユーザーの9割を超え、微信と微博でニュースについてコメントしたユーザーはそれぞれ62・8%と50・2%、微信朋友圈（モーメンツ）と微信公式アカウントでニュースを拡散したユーザーはそれぞれ43・2%と29・2%となる。同研究報告は次のように指摘した。

「SNSメディアはネット上で注目される社会的な事件情報の発端となりつつある。（SNSメディアで）一定の影響力が醸成された後、ニュースウェブサイトが動かされ、それに伝統メディアも追いかけて報道する。最終的により広範囲にわたる世論の波になってしまう」

規定はこうした情報環境の変化を背景に中国政府が打ち出した対応策と言えよう。つまり、日々進化する情報通信技術に伴い、政府はニュースの生産と流通を政権の安定と国家の安全に関わると見なし、必死にコントロールすることに腐心している。

ネットのニュース発信を許可制に

規定によると、「ウェブсайт、アプリ、ネット掲示板、ブログ、ミニブログ、公式アカウント、インスタントメッセージャー、ネットライブ中継などの形式を通じて、人々にニュースサービスを提供するには、インターネットニュース情報サービス許可を取得すべきである。許可無く、もしくは許可される範囲を超えるネットニュース情報のサービス活動は禁止される」。しかも、誰でも許可を申請できるわけではない。申請の必要条件について、規定は以下のように定める。

- ① 中国国内において法にのっとり設立した法人であること。
- ② 主な責任者、総編集長は中国の公民であること。
- ③ ニュース情報サービスに適應する専任のニュース編集者と内容の審査員、技術者を有すること。
- ④ 健全なインターネットニュース情報サービスの管理制度を有すること。
- ⑤ 健全な情報安全管理制度とその技術的な保障措置を有すること。

⑥サービス提供にふさわしい場所、設備と資金を有すること。

周知のように、中国における新聞発行は厳しい許可申請制度がある。以上の申請条件から見ると、ネットニュースサービスの申請許可もハードルが高く、参入の難しさは既存メディア並みとなった。実際に、去年12月30日の時点で、インターネットニュース情報サービスを提供する機関は全国294の機関となっていた。

規定では、インターネットニュース情報サービスを3種類に分け、いわゆるニュースの取材・編集・発信サービス、転載サービス、プラットフォームサービスである。

この3種類のサービスの提供者について制限がある。報道機関（その持ち株会社を含む）もしくは報道と宣伝部門が主宰する単位は以上のサービスの全てを申請できる。規定に称される報道機関とは法に基づき設立された新聞社、ラジオ放送局、テレビ放送局、通信社とニュース映画制作会社を指す。

一方で、非報道機関のウェブサイトの場合は、ニュースの取材・編集・発信サービスを申請することができない。例えば、中国大手ネット会社「騰訊」や「新浪」などはニュース情報の転載サービスやプラットフォームサービスを提供できるが、取材権はない。

ネットニュース情報を提供するに当たって、取材活動について幾つかの厳しい規定がある。例え

ば、「非公有資本はニュースの取材と編集業務に介入してはいけない」。また、ニュースの取材と編集活動に携わる人員は当局が発行した「新聞記者証」を持たなければならない。

ニュース転載でも情報源を指定

ポータルサイトはニュース情報の転載やプラットフォームの設置というサービスを提供できる。ただし、転載するニュースは「中央報道機関、あるいは省、自治区、直轄市に直属する報道機関などの国家指定範囲内の単位が報じたニュース」でなければならぬ。また、「ニュースの出所、元の作者、タイトル、編集者の実名などを明記し、歪曲わいぎょくしたり、タイトルの元の意味とニュースの内容を改ざんしたりしてはいけない」と要求する。

15年5月、国家インターネット情報弁公室はウェブサイトが転載できる380の報道機関の名簿を公表した。奨励リストにはかつて調査報道に積極的に取り組んだ「南方週末」や「南方都市报」が含まれていない。両紙の記事をネット上で拡散されたくない意図があるのではないかとの指摘もあった。

ニュースのプラットフォームサービスとは、主にミニブログやインスタントメッセージなどを目指す。規定では、サービスのユーザーは実際の身分情報を提供しなければならない。ユーザーが公式アカウントを開設する際は、公式アカウントの情報、サービスの性質と範囲などについて、サ

ービス提供者が審査し、所在地のインターネット情報弁公室に報告し、登録する必要がある。規定の第16条は「インターネットニュース情報サービス提供者とユーザーは法律や行政法規が禁止する内容を含む情報を制作、複製、発表、伝播でんぱしてはならない」と規定する。サービス提供側は規則に反する内容を発見した場合は、その内容を含む情報の伝達を即時に停止し、削除する措置を取り、関連記録を保存し、主管部門に報告しなければならない。こうした規約の下では、微信の場合は「此内容因违法无法查看（この内容は違法のため閲覧できない）」とのメッセージが現れるのはますます日常茶飯事になるだろう。

国家インターネット情報弁公室が11年5月に設立されて以来、既に国家、省、市、県と四つのレベルの管理機関が整備されている。管理当局は日常的検査と定期的検査という監督機能を果たす。

北京市ネット情報弁公室のホームページによると、5月8日に当局は、新浪、網易、鳳凰、騰訊の責任者を呼び聴取し、動画配信サービスにおいて規則違反を指摘し、改善命令を出した。政府はこうしてニュースの生産と伝播にしっかりと監視の目を光らせ、フェイクニュースや不都合な情報を撃退しようとしているようだ。ネットニュース情報サービスを提供する側、特に非公有資本の新興メディアやポータルサイトは、期限3年の許可証が更新できるよう、さらに自主規制を強めることになるかもしれない。